

鶴ヶ島市監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により鶴ヶ島市職員措置請求（住民監査請求）に基づく勧告に係る措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和3年12月6日

鶴ヶ島市監査委員 内野 睦 巳

鶴ヶ島市監査委員 近 藤 英 基

〔鶴ヶ島市職員措置請求（住民監査請求）に基づく勧告に係る措置の実施通知〕

鶴 地 活 第 1 0 9 号

令和3年11月30日

鶴ヶ島市監査委員 内 野 睦 巳 様

鶴ヶ島市監査委員 近 藤 英 基 様

鶴ヶ島市長 齊 藤 芳 久

住民監査請求に基づく勧告に係る措置の実施について（通知）

令和3年7月30日付け鶴監第77号による住民監査請求の監査結果の勧告について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第242条第9項の規定に基づき、通知します。

記

1 勧告年月日

令和3年7月30日

## 2 勧告内容

鶴ヶ島市長は、令和2年4月12日時点において、若葉台第二住宅に居住の実態のある世帯数を調査すること。

上記調査の結果、補助金の交付条件に違反していた場合は、適正な措置を講ずること。

## 3 措置期限

令和3年11月30日

## 4 勧告に基づき市長が講じた措置

### (1) 居住の実態のある世帯数の調査

令和2年4月12日（自治会の総会の開催日）時点における居住の実態の調査

ア 住民基本台帳登録の確認

イ 若葉台第二住宅管理組合自治会への居住の実態の調査依頼

### (2) 調査結果

調査の結果、アについては、世帯登録がない住居数は18戸あることが分かりました。また、イについては、居住の実態がないと判断される住居数は14戸あることが分かりました。

ア及びイの調査結果から、世帯登録と自治会が調査した居住の実態には若干の乖離がありましたが、若葉台第二住宅管理組合自治会は、若葉台第二住宅管理組合と連携し、住居の出入り状況などを真摯に調査した上で、その結果を報告しているため、イの調査結果をもって自治会加入世帯数を判断することとしました。

### (3) 調査結果に基づく措置内容

若葉台第二住宅管理組合自治会は、当初、総戸数である394戸を自治会加入世帯数として申請していましたが、住民監査請求監査報告書の内容を踏まえた調査の結果を受け、同自治会から市に対し、令和2年度鶴ヶ島市自治会等補助金のうち14世帯分（14,000円）を自主的に返還する旨の申出がありました。

市は、これを受け、同自治会に対し、鶴ヶ島市自治会等補助金の一部返還に関する通知書を令和3年11月26日に送付しました。

また、監査対象外の令和3年度の同補助金についても、同自治会が同様に調査し、交付申請額を13世帯分（13,000円）減額する旨の申出があったため、市は、これを受け、同自治会に対し、鶴ヶ島市自治会等補助金変更交付決定兼一部返還通知書を令和3年11月26日に送付しました。